

I. 平成18年度住宅局関係予算の基本方針

- 先の特別国会で成立した改正耐震改修法を踏まえ、本年を「耐震元年」として、住宅等の建築物の耐震改修を全国で強力に推進すること等により、建築物・住宅市街地の地震防災対策を総合的に推進していくことが必要である。

- また、「新たな住宅政策の方向性を示す制度的枠組み」として、来る通常国会に、基本理念や各主体の責務、新しい計画体系等住宅政策の基本方向を示す法案を提出することとしており、新たな枠組みのもとでの住宅セーフティネットの機能向上が求められる。加えて、構造計算書偽装問題に伴い、危険な分譲マンション居住者の安全と居住の安定を適切に確保するため、これらの除却・建替えへの支援を行うとともに、共同住宅等多数の者が利用する建築物のアスベストの除去等への支援に取り組むことにより、住宅・建築物に対する信頼を回復することが必要である。

- さらに、中心市街地の再生についても、いわゆるまちづくり三法を見直し、大規模集客施設等の郊外立地に歯止めをかける都市計画・建築規制の適正化と併せて、中心市街地において失われた居住人口や各種の都市機能を取り戻し、にぎわいを回復するための取り組みを総合的に展開していくことが求められている。

- このため、平成18年度の住宅局予算は、
 - ・ 建築物・住宅市街地の地震防災対策の推進
 - ・ 住宅セーフティネットの機能向上等による住宅・建築物の信頼回復
 - ・ 街なか居住の推進等による中心市街地の再生に最重点を置くとともに、
 - ・ ユニバーサルデザインのまちづくり
 - ・ 住宅市場整備の推進についても重視する。なお、併せて基本方針2005に示された重点4分野への重点化を行う。

事業費・国費

(単位：億円)

区 分	事業費	倍率	国 費	倍率
住宅都市環境整備	50,859	0.82	10,449	0.95
住宅対策	39,069	0.77	7,175	0.88
都市環境整備	11,790	1.07	3,273	1.16
市街地整備	10,712	1.08	2,727	1.20
道路環境整備	1,078	0.99	546	1.00

※計数は、四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

財政投融资等

(単位：億円)

区 分	1 8 年 度	前 年 度	対前年度倍率
財政投融资等	48,156	60,759	0.79

行政経費

(単位：千円)

区 分	1 8 年 度	前 年 度	対前年度倍率
行政経費	2,096,149	1,922,485	1.09

住宅政策の方向性を示

住宅政策の基本理念や国等の役割を明確化し、住宅政策を総合とし、市場重視・ストック重視の政策展開、住宅セーフティネ

△背景事情▽

(住宅事情等)

○住宅ストックの量の充足

住宅数 約5,400万戸、世帯数 約4,700万世帯(H15)

○本格的な少子高齢化と人口・世帯数減少

合計特殊出生率 1.29(H16)

H27年には高齢者世帯が4割超と推計

人口ピークはH18年、世帯数ピークはH27年と推計

○依然低水準な住宅ストックの質と住環境

(例)耐震性が不十分な住宅約1,150万戸、防災上危険な密集市街地約8,000ha

○ライフステージ等に応じた国民の居住ニーズと住宅ストックのミスマッチ

(例)4人以上の持家世帯の約3割が100㎡未満の住宅に居住する一方、高齢者単身・夫婦の持家世帯の約半数が100㎡以上の住宅に居住

○住宅困窮者の多様化

住宅及び住宅資金の直接供給による住宅の新規供給支援には限界

住宅政策の

○住宅の位置付け
(生活の基盤、地域

○目指すべき住生

- ①良質な住宅ストック
- ②ライフステージ等
選択ができること
- ③住宅に困窮しても

△新たな制度的枠組み▽

住宅建設五箇年計画 (S41年より8次にわたり策定)

○5年ごとの公的資金住宅の建設戸数目標を位置付け

住

○10年程度先の直し ○成果指標
(耐震化率、バリアフ

新たな計画の下で重点的

良質な住宅ストックの形成
(住宅の質の向上と良好な
居住環境の整備)

長期にわたり住宅を資産として
居住ニーズを適時適切に実現
整備 (中古・リフォーム市場、
ヨン市場、住宅金融市場)

す制度的枠組みの構築

的かつ計画的に推進するための基本的な計画を新たに策定することの機能向上を通じ、豊かな住生活を実現。

新たな住宅政策の基本的方向

◇市場重視・ストック重視の政策展開

(市場機能が最大限に発揮される条件を整備し、住環境を含めた既存ストックの質を維持・向上させ、将来にわたって有効に活用されるよう誘導する政策に重点化)

◇住宅セーフティネットの機能向上

基本理念の明確化

の安全・環境等の重要な要素)
活の姿
クを享受できること
に応じ安心して住宅に関する
居住の安定が図られること

各主体の役割

国と地方公共団体の役割
のみならず、国民、事業者
の役割を位置付け

宅政策に関する基本的な計画を新たに策定

長期目標を設定 ○政策評価の実施と概ね5年ごとの見
を位置付け
り一化率、省エネ化率、住宅困窮者の最低居住水準未満率など)

に講ずべき施策の方向性

活用でき、多様な
できる市場の環境
賃貸市場、マンシ

市場において適正な居住水準の住
宅を確保することが困難な国民に対
する住宅セーフティネットの機能向上

豊かな住生活の実現